## 公益社団法人松戸市シルバー人材センター配分金規約

(目的)

第1条「この規約は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター(以下「セン ター」という。)の会員の就業に伴い支払う配分金に関し、必要事項を定める ものとする。

(現金・直接全額支払いの原則)

- 第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金は現金で直接その全額 を支払うものとする。ただし、会員から口座振込による支払いの申し出があ った場合は、センターの指定する銀行口座へ振込の方法により支払うことが できる。
- センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うこと ができる。 (支払日の原則)

第3条 配分金は、当該月分を月末に集計し翌月22日に支払うものとする。なお、支払日が土曜日、日曜日、または国民の祝日に当たる場合は順次繰り上げるものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 センターが仕事の受注をする際に、会員の就業に対する配分金相当額 を見積もる場合には、千葉県における最低賃金等を尊重し社会的に相当なも のとする。(配分金見積基準の決定)

- 第5条 センターは、会員の就業に対する配分金の見積基準について、仕事の 内容等を考慮して別に定めるものとする。 (規約の改廃)
- 第 6 条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとす

る。 (委任) 第7条 この規約に定めるもののほか、必要事項については理事会の議決を得 て別途定めることができる。

附則

この規約は、平成5年12月1日から施行する。

附則

この規約は、平成 19 年 7 月 18 日から施行する。 附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。